

令和7年3月14日
奈良県技術管理課

受発注者間の協議時等における録音対応について

○趣旨

受発注者間においては、工事の請負契約締結から完成検査までの間に、設計変更協議や成績評定を行う検査など、様々な段階で協議等を行う場面があります。その際、受発注者間でトラブルが生じないようにするため、原則録音する対応を開始します。

○方針

(1) 対象

- ・県土マネジメント部が発注する土木工事を対象とします(既に契約中の工事を含む)。

(2) 方法

- ・成績評定を行う検査時、設計変更協議時、その他発注者が重要と判断する協議時に、原則、ICレコーダー等の録音機器を使用してその内容を録音します。なお、受注者その他の記録方法で十分であることが確認できた場合は、この限りではありません。
- ・録音する際には、事前に発注者から録音する旨を説明します。
- ・録音した音声記録は、発注者において、保存の必要がなくなった時点で速やかに消去します。

※直前の伝達となり申し訳ありませんが、令和7年3月17日から3月31日までは試行期間とし、令和7年4月1日から本格的に運用開始することを予定しています。

【お問い合わせ先】

奈良県 県土マネジメント部 技術管理課
松田、山下、山中
TEL : 0742-27-7607